

発議第 3 号

名誉町民故後藤純男氏の公葬とする決議

松伏町議会会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成 28 年 11 月 22 日提出

提出者 松伏町議会議員 高橋 昭 男

賛成者 松伏町議会議員 堀 越 利 雄

賛成者 松伏町議会議員 川 上 力

賛成者 松伏町議会議員 吉 田 俊 一

賛成者 松伏町議会議員 福 井 和 義

賛成者 松伏町議会議員 荘 子 敏 一

松伏町議会議長 佐 藤 永 子 様

名誉町民故後藤純男氏の公葬とする決議（案）

名誉町民故後藤純男氏は、去る平成28年10月18日ご逝去され、ここに哀悼の意を表す次第である。

昭和5年、千葉県生まれの氏は、昭和7年、金杉村の宝蔵院に転居され幼少時代と青年時代を同地で過ごされた。青年期は教鞭を執りながら絵の創作活動を続け、昭和27年、第37回日本美術院展覧会で「風景」が初入選された。

昭和38年には、築比地地内にアトリエを構え創作活動を続け、国内外から高い評価を受け、世界屈指の日本画家として活躍された。

氏の作品である「灯ともし頃」は、松伏町印鑑登録証の挿入絵とさせていただいている。また、氏の作品は町内において作品展の開催、役場をはじめ、中央公民館、町内小中高校などに作品を展示、なかでも中央公民館においては、誰もが鑑賞できるようギャラリーに展示され、多くの町民の芸術文化意識の向上に寄与された。

大作「大和の雪」では、日本芸術院賞・恩賜賞を受賞され、今後のご活躍も大いに期待される中、急逝されたことを悼むとともに、ご冥福を祈り、松伏町名誉町民条例第6条第2号の規定により公葬とする。

以上、決議する。

平成28年11月22日

埼玉県北葛飾郡松伏町議会